

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|----------|-------------------------|--|
| 許認可等の内容 | | 障がい者就労支援センターの利用 |
| 根拠法令及び条項 | | 新座市障がい者就労支援センター設置規則第6条 センターを利用しようとする者は、市長に新座市障がい者就労支援登録申請書を提出しなければならない。 |
| 所管部課係名 | | 総合福祉部障がい者福祉課障がい者就労支援センター |
| 審査基準 | 関係条項 | 新座市障がい者就労支援センター設置規則第5条 (対象者) 支援事業の対象者は、市内に居住する在宅の障がい者その他市長が特に必要と認める障がい者とする。 |
| | 基準 (未設定の場合はその理由) | (1) 「市内に居住する」とは、住民登録が市内にある者をいう。 (2) 「障がい者」とは、身体的、知的又は精神的な障がいのために、日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。(第2条) (3) 「市長が特に必要と認める障がい者」とは、市内に在る企業(事業所)に勤務する障がい者をいう。 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成12年12月1日設定(平成 年 月 日最終変更) |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 総日数 未設定 (就労支援に係る登録申請から就労支援活動の開始については、個々の状況により標準化することが困難なため) |
| | 設定等年月日 | 平成12年12月1日設定(平成 年 月 日最終変更) |